令和８年度 都立学校施設開放事業について

東京都立杉並高等学校
開放事業運営委員会

都立学校施設開放事業ですが、令和８年度に引き続き下記のとおり実施いたします。登録を希望される団体は、期限までに申請してください。ただし、急な行事や部活動、悪天候の状況により、開放日の利用が確定していても利用できない場合がございますことをあらかじめご了承ください。

１　開放予定日及び開放種目
別紙「令和８年度 都立杉並高等学校施設開放年間予定表」のとおり

２　対象となる登録団体
登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。
(1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された 10 人以上の団体
(2) 指導統括を行う 20 歳以上の責任者がいる団体
(3) アマチュア活動を目的としている団体
(4) 営利を目的としない団体
(5) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体

３　登録団体の申請
(1) 受付期間
令和 8 年 3 月 13 日（金）から 令和 8 年 3 月 26 日（木）まで
(2) 提出書類
ア　［施開様式 2］都立学校施設使用団体登録申請書
イ　［施開様式 3］登録団体構成表
(3) 受付方法
受付期間内に期間内に、東京都教育委員会ホームページより LoGo フォームで入力（下記 URL または QR コード）または紙書類を郵送（必着）または持参してください。
紙様式については、本校ホームページに掲載しているものを使用してください。

URL　https://logoform.jp/form/tmgform/touroku/0740307

QR コード

※持参の場合は、下記窓口取扱時間内に経営企画室窓口までお願いいたします。また取扱時間外においては、正門に設置してあるポストに投函していただいても構いません。どちらの場合も必着でお願いいたします。受付期間外に到着したものについては受付できませんのでご注意ください。

4　登録

条件を満たしていることを確認できた団体に対し、施開様式 4「都立学校施設使用団体登録証」を交付します。なお、登録期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間となります。

5　利用申請について

登録された団体に対して別途ご案内いたします。

※例年開放予定回数に対して登録希望団体数が超えているため、各団体の利用回数は年 1 回または 2 回とします。第 1 から第 3 まで希望していただきますが、第 1 希望日から優先して調整させていただきます。なお、希望日が重複した場合は本校学校開放事業運営委員会が抽選を行って決定します。

6　その他

(1) 登録団体の中から管理指導員を選出します。管理指導員は、施設の開錠・施錠、管理指導日誌の記入、施設の管理等に関することの業務をお願いします。

(2) 開放施設の使用に関する条件・決まり等に違反した場合は、運営委員会の審査により団体の登録を取り消すことがあります。

＜担当・申請先＞
〒166-0016
東京都杉並区成田西四丁目 15 番 15 号
東京都立杉並高等学校　施設開放担当
TEL 03(3391)6530／FAX 03(3398)3767
窓口取扱時間　平日 9:00 ～16:45